

九州国際重粒子線がん治療センターにおける不正防止計画

不正を発生させる要因	起こりうる不正の内容	不正防止計画	備考
公的研究費の使用ルールが不明確	ルールの理解不足からくる不正・不適切な使用	○「研究費の使用ルール」を制定し研究者、事務員へ周知している。	
研究費が公的資金との意識が低い。	適切な経理を行う意識不足による不正	○研究費の運営・管理に係わるすべての構成員に対する行動規範、研究費不正防止使用に関する基本方針及び研究費使用ルール等を策定し周知させる。 ○コンプライアンス推進責任者は、すべての公的研究費の運営・管理に係わるすべての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況や理解度を把握する。 ○公的研究費の運営・管理に係わるすべての構成員は最高責任者に誓約書を提出することとなっている。	
研究費不正使用に対しての申立ての窓口がない	不正行為の見逃し	○不正使用の通報（告発）の窓口を設置。	
不正発生時の調査手続き等が不透明である	不正行為の抑止効果が働かない	○研究費不正使用の調査に関する規程を策定し、公開している。	
予算の執行が偏った時期にある。	予算の不適正な使用を誘発する	○財源を確定し予算の執行を行うようにし、月ごとに予算の執行状況を見ていく。また、予算執行が滞っているようであれば、状況の確認を事務で行い問題があれば対応するようにしている。	
発注段階で予算の確定ができてない。	結果的に不適正・不正使用を招く恐れがある。	○研究者等は発注段階で財源を確定し執行する。その際、予算の財源に適切であるかの確認を合わせて行う。	

不正を発生させる要因	起こりうる不正の内容	不正防止計画	備考
取引業者の管理不十分	取引業者を巻き込んだ不正の発生	○研究費不正使用に関する基本方針を公開し、当センターの不正使用に対しての姿勢を周知し、業者に研究費に係る誓約書を提出してもらうようにしている。	
発注・検収が第3者によってチェックされない。	研究者まかせによる不正の発生。	○発注・検収は研究者以外の基本事務員が行う。 ○検収で時間外の納品等で事務員が対応できない状況の時は、後日検収を行う、または、消費してしまうもの等は写真に残し確認を行うようにしている。	
特殊な役務契約、機器の保守点検等に対する研究が不十分である。	空発注	○データベース、プログラム・デジタルコンテンツ作成等は研究者等が検査（検収）を行い、事務（検収担当）は客観的に確認できる資料（成果報告書、作業報告書等）を確認する。 ○機械の保守、点検等は事務部門の立ち会いによる検収を行う。	
換金性の高い物品について適切な管理方法が定められていない。	空発注	○換金性の高い物品（PC、タブレット型 PC、デジタルカメラ、ビデオ、テレビ、金券類）は物品にはセンター若しくは財団シールを貼り所有を明かにするとともに、購入の際に納品先を帳簿に記載する。また、金券類は受払簿にて管理を行うように徹底する。	
研究者の出張計画を把握していない。若しくは実態を証明する書類がない。	空出張・料金水増し・不適正な料金の請求	○研究費ルールにて周知する。 ○事前に旅行伺いを提出してもらい、用途、宿泊の有無、宿泊先、財源、日程を明確にしてもらう。復命書の記載と共に、宿泊及び航空運賃領収書、航空機搭乗券さらに参加した学会プログラム等を提出してもらう。	
公的研究費の使用に係るルールの相談窓口がない	公的研究費の不適切な使用	○企画経営課に窓口を設置。	

○不正防止計画は、適宜見直しを行うものとする。